

Chapter. 1

趣旨説明——日本民謡の地域性

河瀬 彰宏

1. 日本民謡の地域性

日本民謡に地域性があることは、多くの人が体感していることである。例えば、北海道のアイヌ族の民謡は、サハリン北部からアムール川下流域の地域に住むニブフ族(旧称ギリヤーク Gilyak)の音楽と類似していることや、本州最北の青森県の民謡と本州最南の鹿児島県の民謡に地域差があることは、楽曲構造や旋律の特徴を具体的に指摘するまでもなく、一聴すれば確認できる。しかし、伝承者、教育者、研究者など、民謡に携わる多くの人が日本音楽の地域差を意識しているものの、地域間の相違について尋ねてみると、明確な境界線をもって回答できないのではなかろうか。

学術的には、日本民謡の地域差に関する代表的な考え方として、次の3点がある：

- 東物・西物による区分
- 北方様式・中央様式・南方様式による区分
- 日本海側・瀬戸内海側による区分

東物・西物による区分 民謡界では、職業的な民謡歌手を中心に、「東物」「西物」という区分が共有されている。民謡界の主流派は、東北・北海道からの出身が多く、東北民謡の小節——装飾的な発声技巧——を効かせた東物が標準とされ、小節を効かせないものを西物として対比させる認識がある。東日本では、職業的な民謡歌手らが登場し、本来は労働や生活習慣と密接な関わりをもつ民謡そのものを舞台歌謡に昇華させた背景があり、西日本では、芸姑が民謡を酒宴の座敷芸として洗練させ、三味線と間の駆け引きを重んじながらファルセットで唄う座敷歌として広く認識させた背景がある。

東日本は舞台歌謡、西日本は座敷歌という形式上の違いをもって日本音楽を東日本と西日本に区分する方針は、主観に基づくものであり、かつ、楽曲構造や旋律の特徴を考慮しない区分である。そのため、地理上

の境界線を明確に示すものではない。

北方様式・中央様式・南方様式による区分 音楽学者の柿木吾郎氏は、独自に考案した構造式(柿木1969)とピアノロール上に印刷された旋律の動きを分析することで、日本民謡を北方様式・中央様式・南方様式に区分した(柿木1984)。

北方様式は、東物にみられる小節を効かせた旋律に該当し、中央様式・南方様式は、西物の旋律が含まれることから、上述の民謡界の支持を得る東物・西物の区分に近い。しかし、柿木氏が導入した構造式が汎用性に欠けることや、分析に用いたデータ量が極めて少なかったことから、実証の見地からは地理上の境界線を明確に示すものではない。

日本海側・瀬戸内海側による区分 音楽学者の小島美子氏は、日本民謡の地域差を調査するために、『日本民謡大観』に収録された秋田県と山口県の楽曲を東日本と西日本の民謡の代表として選出し、各楽曲の音階を集計・比較した。その結果、秋田県は民謡音階を構成する楽曲が多く、山口県は民謡音階と律音階を構成する楽曲が半分ずつ存在することを示した(小島1991)。

小島氏は山口県の楽曲の分析結果を受けて、引き続き、データ量を増やし、音階を集計・比較した。この調査では、次の10府県の楽曲を『日本民謡大観』からサンプリングしている：山口県(長門国, 周防国), 広島県(安芸国, 備後国), 島根県(石見国, 出雲国, 隠岐国), 鳥取県(伯耆国, 因幡国), 兵庫県(但馬国, 丹波国), 京都府(丹波国, 丹後国), 福井県(若狭国, 越前国), 石川県(加賀国, 能登国), 富山県(越中国), 秋田県(羽後国)。また、各地の音楽的特徴を比較するために、次の5種の音階の集計を実施している：民謡音階, 律音階, 律音階変種, 都節音階, 都節音階変種。

集計の結果では、瀬戸内海側では律音階が多く、上述の東物・西物の区分や北方様式・中央様式・南方様式

の区分とは異なる日本海側と瀬戸内海側に地域差があるという仮説を提唱する。さらに、このような地域差が生じた背景要因として、小島氏は民族の移動や異文化接触などの歴史的経緯の可能性を示唆している(小島1992)。

しかし、小島氏が令制国や楽曲のサンプリングをどのような基準から実施したのか、なぜ5つの音階を集計に用いたのかについて基準が明記されていないため、筆者は実証的には説得力が弱いと考える。例えば、令制国によって選曲にばらつきがあることや、律音階や都節音階の変種を集計に加える根拠が不明瞭であること、とりわけ、後述する小泉文夫氏のテトラコルド理論に立脚した音階を分析の根幹に使用しているにも関わらず、第4種にあたる琉球のテトラコルドが(仮に本土の民謡に存在しないとしても)まったく考慮されていないことなど、疑問が残る。

以上のように、日本音楽の地域差に関する代表的な考え方は、客観性の担保が困難なものばかりであり、筆者はこの問題に対して、実証的な見地から研究を進める必要があると考えた次第である。

2. 本研究ユニットの指針

本研究ユニットでは、日本民謡の地域差を明らかにするために、従来の民俗音楽研究とは異なる方針から分析を試みている。

日本音楽の理論的側面を発展させた音楽学者の小泉文夫氏は、『日本伝統音楽の研究』(1958)の中で、民謡は、文芸学、民俗学、音楽学の3つの側面から総合的に把握されるべきものであることを述べている。とりわけ音楽学の側面について「われわれの音感の中に伝統として存在する音組織や旋律法などの客観的で理論的な把握を前提とすること」と明記している(小泉1958)。この立場は、日本の民俗音楽に限らず音楽文化を体系的に把握する上で、重要な視点であると筆者は考える。日本における民俗音楽研究は、伝承の在り方や伝統音楽の教育的意義を議論するための調査が多いものの、小泉氏のように学際的かつスケールの大きい視点をもった理論研究や新たな法則の発見事例が少なく、音楽文化の発展・衰退まで見据えた科学的な研究はほとんど展開されていない。

本研究ユニットでは、この反省から学際的研究の協力体制を構築し、客観性を担保する科学的な分析を取り入れることを心掛けた。日本民謡の地域性を明らか

にするために、対象を九州地方(西海道)および中国地方(山陰道・山陽道)の日本民謡に限定し、計算機を用いて各地の旋律に繰り返し出現するパターンを集計・比較した。これは、従来の比較音楽学の領域で行われてきた人文諸科学の手続きとは対極に位置する方針であるが、計量的な見地から日本民謡の音組織を確認することが可能となる。

3. 音楽を計量的に分析することの意義

計算機を導入した楽曲分析の多くは、任意の楽曲の分類・検索を目的としたものが多く、近代西洋音楽の理論に基づく特定の作曲家の作品、聴衆による音楽体験の解釈研究が主流である。一方で、非西洋音楽の楽曲分析については、音楽人類学(民族音楽学)の視点に踏み込んだ研究はほとんど実施されていないため、人々が音楽をどのように概念化しているのかについて不明な点が多い。

本研究ユニットでは、日本民謡の楽曲を機械可読なデータ形式に整備することにより、未解明だった音楽の伝播・変容の実証的研究を促進させる意義がある。とりわけ、本研究の特色は、その方法論と汎用性に集約される。日本音楽を対象とした従来の人文諸科学の研究では、文献調査やフィールドワークを通して音楽の伝播を発見的に記述しているものの、研究者が大量に存在する音楽作品を並列的に論じることは困難なため、方法論には一貫性・再現可能性が担保されない問題があった。この問題に対して本研究ユニットでは、音楽の1次情報(楽曲の旋律)に基づく分析を計量的に実施することにより、将来的に音楽以外の種々の文化活動と関連させるかたちで音楽現象の実証的解明を実現させる意義がある。

参考文献

- 柿木吾郎(1969)「構造式による日本民謡旋律の比較分析法」『芸能』(宮崎大学教育学部紀要)26, pp. 7-39.
- 柿木吾郎(1984)「日本民謡の音楽様式的分析」『東洋音楽研究』49, pp. 94-108.
- 小泉文夫(1958)『日本伝統音楽の研究I』. 音楽之友社.
- 小島美子(1991)「日本民謡の地域性研究に向けて

の試論——日本民謡の日本海側と瀬戸内海側」『国立歴史民俗博物館研究報告』36, p. 375-388.

- 小島美子 (1992)「日本民謡の地域性研究に向けての試論(その2)——日本民謡の日本海側と瀬戸内海側」『民俗音楽研究』12, p. 2-12.